

## 中日本高速道路株式会社測量作業規程

平成 21 年 11 月 17 日中高技第 68 号

改正：平成 25 年 6 月 27 日中高環第 36 号 (イ)

改正：平成 28 年 6 月 28 日中高技第 34 号 (ロ)

改正：令和 2 年 9 月 23 日中高技第 44 号 (ハ)

改正：令和 5 年 6 月 27 日中高技第 25 号 (ニ)

中日本高速道路株式会社測量作業規程は、作業規程の準則（平成 20 年国交省告示第 413 号、平成 23 年 3 月 31 日国土交通省告示第 334 号による一部改正、平成 25 年 3 月 29 日国土交通省告示第 286 号による一部改正、平成 28 年 3 月 31 日国土交通省告示第 565 号による一部改正、令和 2 年 3 月 31 日国土交通省告示第 461 号による一部改正、令和 5 年 3 月 31 日国土交通省告示第 413 号による一部改正）（以下「準則」という。）を準用する。(イ)(ロ)(ハ)(ニ)

この場合において、準則の第 1 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、「第 34 条」とあるのは「第 33 条第 1 項」と、同条第 2 項「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「中日本高速道路株式会社」が行う」を加える。

第 2 条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第 3 条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 5 条第 3 項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第 7 条中「準則」とあるのは「規程」と、第 8 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 9 条第 2 項中「主任技術者」とあるのは「管理技術者」と、第 9 条第 3 項中「主任技術者」とあるのは「管理技術者」と、第 13 条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 17 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、第 544 条中「用地幅杭 材質：木及びプラスチック 杭の表示色：黄 寸法：6×6×60 及び 7×7×60」とあるのは「用地幅杭 材質：プラスチック 杭の表示色：赤 寸法：9×9×90」と、附則中「平成 20 年 4 月 1 日」とあるのは「令和 5 年 7 月 1 日」と、それぞれ読み替えるものとする。(イ)(ロ)(ハ)(ニ)